

火なわ式銃砲等の古式銃砲の使用

保安通報 第56号

昭和44年10月2日

登録を受けた火なわ式銃砲等の古式銃砲（以下「古式銃砲」という）の使用に関して、その具体的取扱いを次のとおりとすることとしたから、通報する。なお、この取扱いについては日本ライフル射撃協会と協議済みである。

記

1. 古式銃砲は次の目的のいずれかに該当する場合を除いては、実包または空包による射撃をしてはならないこと。
 - ①古式銃砲を使用することが慣例となっている祭礼等の年中行事に使用する
場合
 - ②学術研究の資料とするため使用する
場合
 - ③日本ライフル射撃協会またはその地方加盟団体が主催して開催する古式銃砲による射撃競技会において使用する
場合
 - ④古式銃砲の流儀の保存またはその研究のため使用する
場合
 - ⑤前号の①ないし④の場合に使用するための練習に使用する
場合。
 - ⑥その他、前各号には該当しないが、これに準ずる目的で行われる行事等に使用する
場合。
2. 登録を受けた古式銃砲の所持者（以下「古式銃砲所持者」という）が前記1に掲げる目的で古式銃砲を使用する場合の、当該古式銃砲に使用する火薬類の譲受けおよび消費の取扱いは、次によること。
 - ①古式銃砲所持者が個人的に練習等に使用する場合は、個別に譲受けおよび消費の許可を受けさせること。
この場合における消費許可の消費の期間はおおむね6ヵ月程度とすること。
 - ②団体行事として古式銃砲を使用する場合は、当該行事に参加する古式銃砲所持者の責任者に一括して譲受けおよび消費の許可を受けさせること。
この場合、申請書には使用者名簿および使用銃砲の一覧表を添え、行事開催にあたっては責任者が責任をもって譲渡し、廃棄等の措置をとるよう指導を徹底すること。
なお、消費の許可にあたっては、消費場所が危害予防上支障のない場所であるかどうかを慎重に審査すること。